


一定の投資性金融商品の販売に係る

2026年1月20日

重要情報シート（個別商品編） アクティブ運用型 E T F

1 商品の内容 当社は、お客さまに上場有価証券の売買の取次ぎを行っています

金融商品の名称・種類	One E T F 日本国債 17 - 20年 (496A)
組成会社（運用会社）	アセットマネジメントOne株式会社
販売会社	S M B C 日興証券株式会社
金融商品の目的・機能	日本国債を主要投資対象とし、原則として、残存期間が約17~20年の債券を投資対象とし、残存年限毎の投資金額が同額程度となることをめざした運用を行うことで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<p>当ファンドは、中長期的な資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容できる投資家を想定しております。投資にあたっては、当ファンドの商品性、投資リスクに加え、アクティブ運用型 E T F の以下の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ運用型 E T F が、従来の E T F とは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること ・ファンドにおける積極運用の結果、基準価額がベンチマークや相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること ・管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブ N A V）については、E T F の適正価格に常に一致するというわけではないこと
顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保の体制	<p>運用会社に関する「プロダクトガバナンスへの取り組み」については、運用会社のホームページをご覧ください。</p> <p>「プロダクトガバナンスへの取り組み」 https://www.am-one.co.jp/company/product-governance/</p> 
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財務状況、ライフプラン、投資目的に照らして、相応しいという根拠は何か。
- ・この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ・この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べてどのようなメリット・デメリットがあるのか。
- ・この商品の運用収益に関する評価や市場環境の見通し、今後の展望等が組成会社から示されているれば、その内容を説明して欲しい。

2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容	<p>当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。 （主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）</p> <p>○金利変動リスク 金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。 金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>○信用リスク 投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>○流動性リスク 投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。</p> <p>有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。</p>
--------------	---

2 リスクと運用実績(続き) 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

過去1年間の収益率	当ファンドは本資料作成時点で直近1年間の市場価格騰落率がないため、表示していません。
過去5年間の収益率	当ファンドは本資料作成時点で直近1年間の市場価格騰落率が5年分ないため、表示していません。

※損失リスクの内容の詳細は、目論見書のほか、東京証券取引所・有価証券上場規程に基づき、アクティブ運用型ETFの組成会社が作成する「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書（別紙）」に記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ・相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

3 費用 本商品の購入または保有には、費用が発生します

購入時に支払う費用（販売手数料など）	国内株式等の売買に係る委託手数料がかかります。
継続的に支払う費用（信託報酬など）	ファンドの純資産総額に対して年率0.044%～年率0.0825%（税抜0.04%～税抜0.075%）その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。（本資料作成時点）
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	ありません。（本資料作成時点）

※購入時に支払う費用は、上場有価証券等書面に記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
- ・費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4 換金の条件 本商品を換金する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還期限はありません。但し、繰上償還等により上場廃止される場合があります。
- この商品を売却する場合には、国内株式等の売買に係る委託手数料がかかります。

※本商品を換金する場合、一般的には、金融商品取引業者等を通じて、取引所市場で売却することになります。

※売却時に支払う費用は、上場有価証券等書面に記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品を換金するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

5 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別の関係はありません。
- 当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」の「④利益相反の適切な管理」をご参照ください。

<https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html>



次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品をすすめていないか。
- ・私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社ではどのような対策をとっているのか。

6 租税の概要 NISA成長投資枠、NISAつみたて投資枠、iDeCoの対象か否かもご確認ください

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時および償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

✓NISA成長投資枠	○	✓NISAつみたて投資枠	×	✓iDeCo	×
------------	---	--------------	---	--------	---

※当該資料作成時点。最新の対象商品リストは投資信託協会のホームページで公表しています。

https://www.toushin.or.jp/static/NISA_growth_productsList/

7 その他参考情報

販売会社（当社）が作成した「上場有価証券等書面」	組成会社が作成した「目論見書」	組成会社が作成した「アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」（※）
https://www.smbcnikko.co.jp/risk/index1.html	https://www.am-one.co.jp/fund/	https://www.jpax.co.jp/listing/co-search/index.html

※東証上場会社情報サービス→（証券コードで検索）→「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「その他」の欄において閲覧できます。

上場有価証券等の売買等を行うに当たったの注意事項等をまとめた「上場有価証券等書面」については、ご希望があれば紙でお渡しします